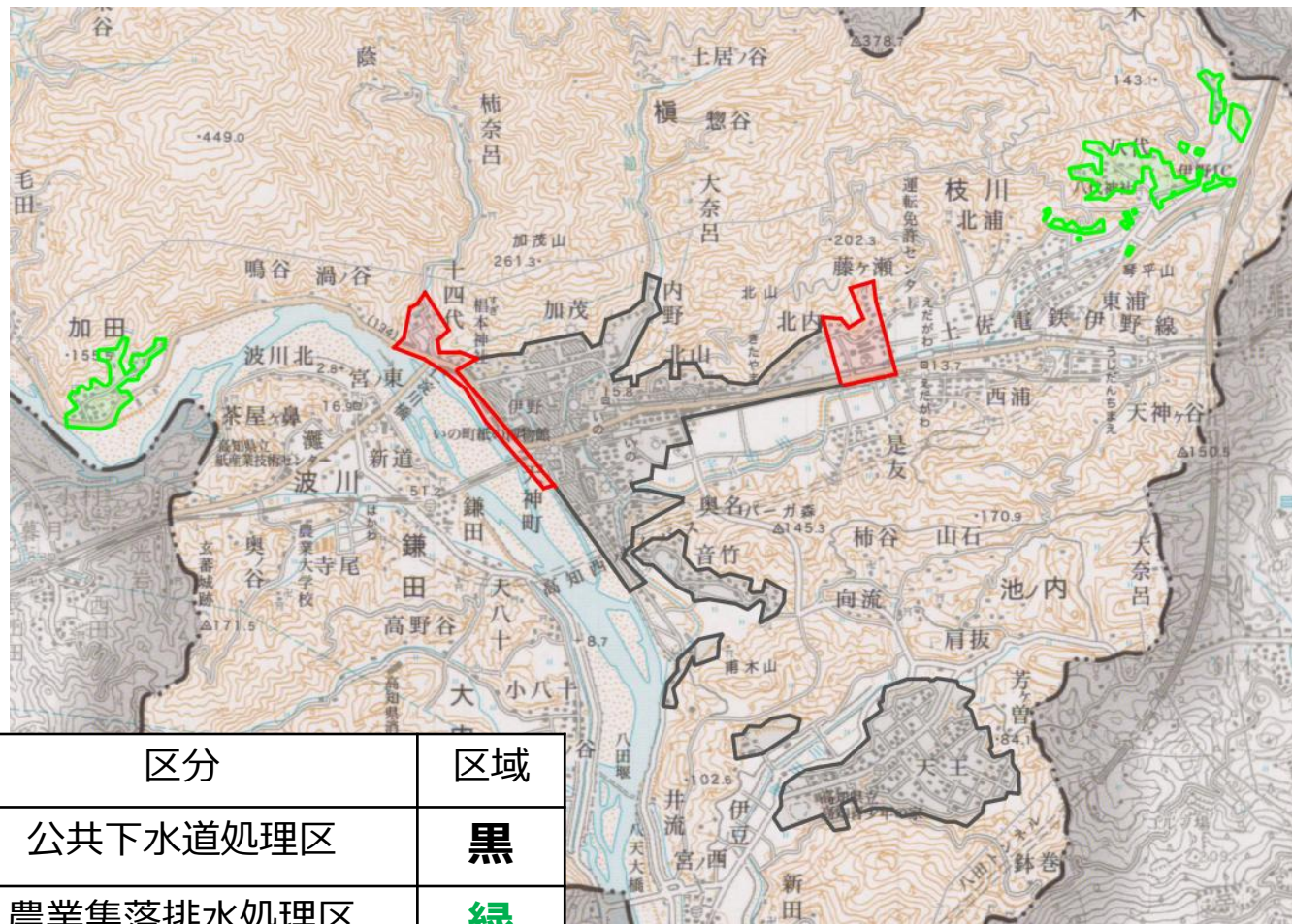


第4回下水道事業経営審議会

1. 第3回目までの振り返り

本町の下水道事業基盤：2つの仕組みと処理エリア



区分	区域
公共下水道処理区	黒
農業集落排水処理区	緑
公共下水道処理区（計画区域）	赤

行政区域内人口：

20,684人

接続人口：

7,858人

人口普及率：

38.9%

接続人口割合：

97.6%

エリア限定的なインフラであり、
町民全体の約4割が利用している状況

アクション①：強靱化と効率化への先行投資（処理施設）

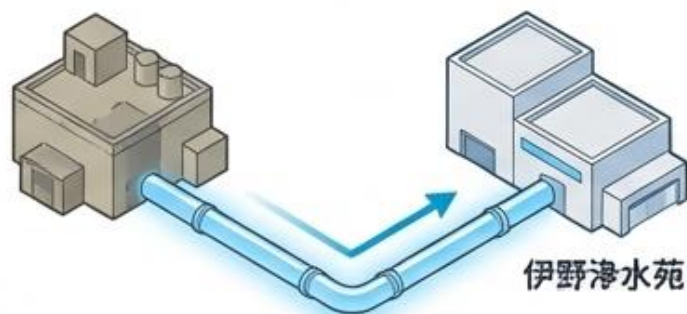
伊野地区



伊野浄水苑の再構築と耐震化。

事業費計 約7.1億円

天王地区



老朽化した天王処理場を中継ポンプ場へ改築し、伊野浄水苑へ管路を接続（統廃合による効率化）。

事業費計 約3.4億円

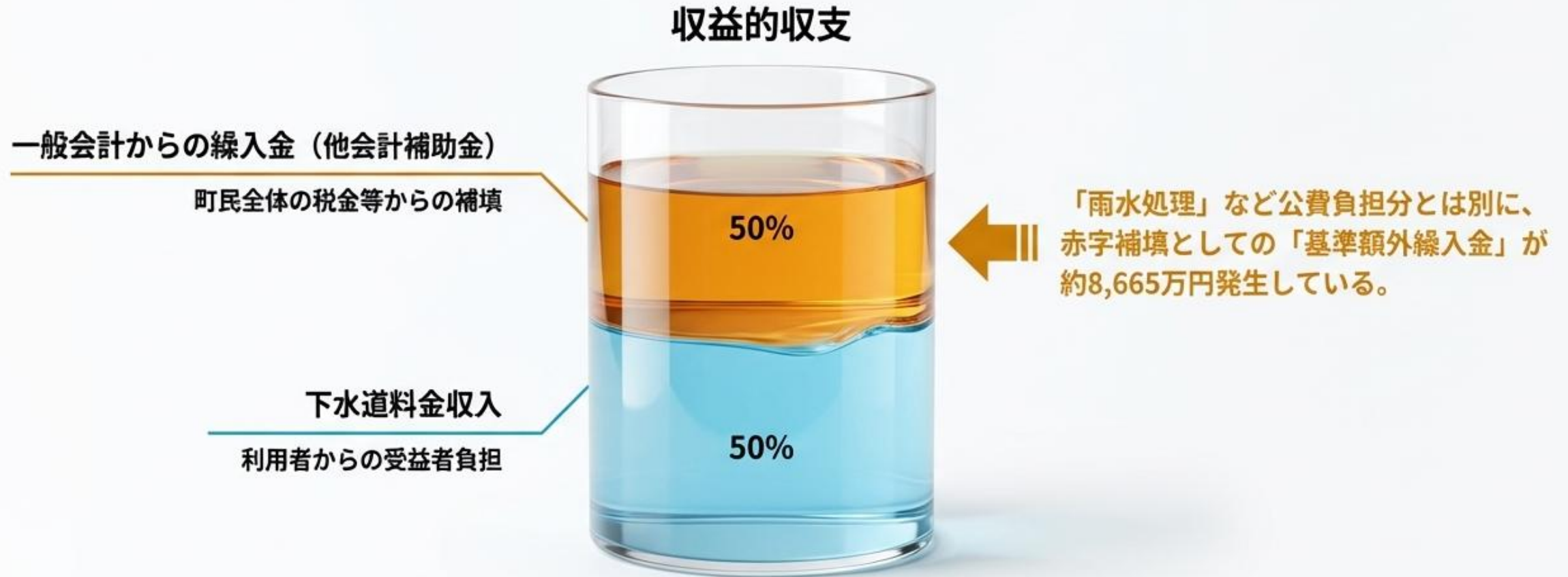
加田・八代地区



農業集落排水の機器更新・機能強化（供用開始18～24年経過に伴うストックマネジメント）。

事業費計 約3,000万円

財務構造のアンバランス：繰入金なしでは成り立たない



直接利用していない人を含む町民全体の負担が多く、「受益者負担の原則」からは乖離している現状。

現在の料金水準と目指すべき姿（ギャップの可視化）

1. 使用料単価

国の目標のおよそ60%

国の使用料単価指標：150円/m³

現在: 91.2円/m³

+58.8円

2. 基本料金

県内の多くの自治体の水準：1,000円

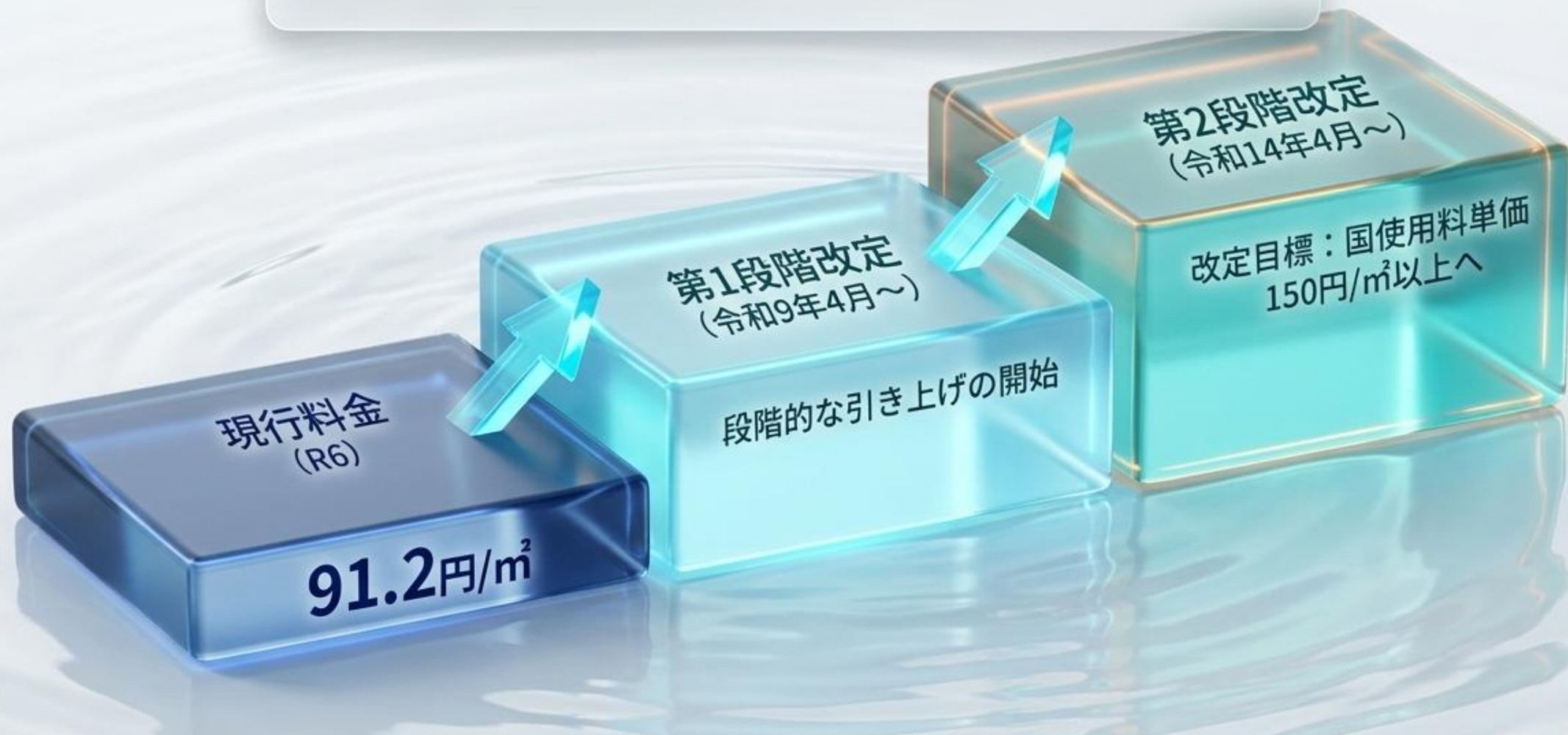
現在: 520円（他団体の約1/2程度）

+480円

本町の料金水準は国・県の指標を大きく下回っており、
持続可能性の観点から「150円/m³以上」への到達が急務です。

急激な負担増を避ける「2段階改定」アプローチ(案)

目標達成に向け、一度の大きな値上げによる住民負担（ショック）を和らげるため、R9とR14の2段階に分けて実施します。



事務局案「シナリオB-2」の具体的内容

R7

R9

R14

【R9】第1段階：一律40%の積極的な改定



シナリオB（積極的なスタート）を採用し、
想定単価を127.7円/m³まで引き上げます。

【R14】第2段階：基本料金の構造改革



基本料金 730円

基本料金 1,000円

ルート2（基本料金の逓正化）を選択し、基本料金を730円から県内水準の1,000円へと是正します。

シナリオ		第1段階（R9）	第2段階（R14）の内容
①	A-1	30%増	一律29%改定（基本料金 870円）
②	A-2	30%増	基本料金1,000円＋超過料金20%改定
③	B-1	40%増	一律18%改定（基本料金 860円）
④	B-2（採用案）	40%増	基本料金1,000円＋超過料金11%改定

2. 令和7年度実績データより 決算報告前のため抜粋

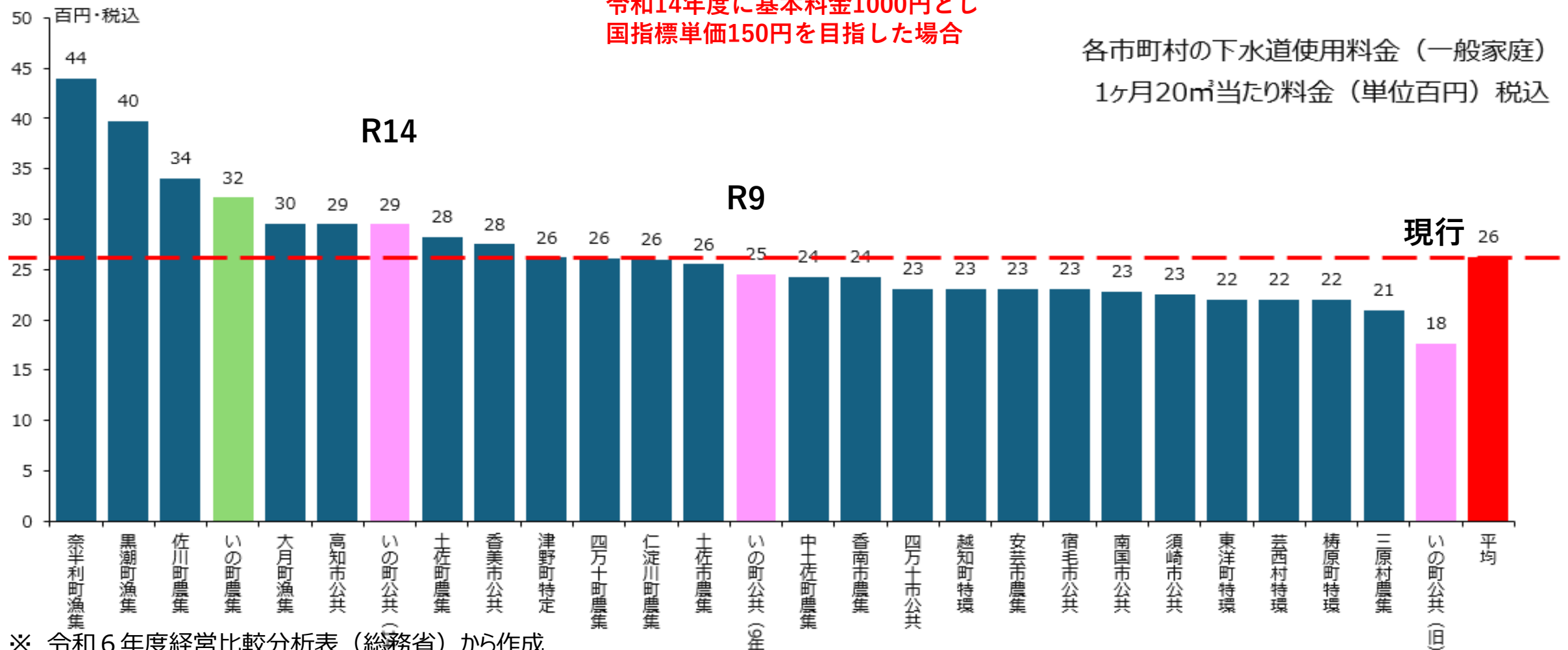
下水道料金(高知県内市町村)比較 (令和6年度経営比較分析表から)

下水道料金 (令和6年4月1日現在)

■ 令和6年度決算ベース

令和9年度に40%改定
令和14年度に基本料金1000円とし
国指標単価150円を目指した場合

各市町村の下水道使用料金 (一般家庭)
1ヶ月20m³当たり料金 (単位: 100円) 税込



※ 令和6年度経営比較分析表 (総務省) から作成

※ 同一自治体において複数の事業を実施している場合、料金が同一のものは処理区域人口が多いものを代表事業として掲載、料金が異なる場合はそれぞれ掲載

※ 平均料金は高知県内市町村の全下水道事業について計算

3. 答申（案）の確認

確定前のため掲載不可

~~※別紙を確認~~

4. 料金改定スケジュール

料金改定のスケジュール

【経過措置】

令和9年5月検針分以後の使用料について適用し、令和9年4月検針分までの使用量については、なお従前の例による。

3月20日頃

R9.4.1 施行

4月20日頃

5月20日頃

検針

検針

検針

旧料金

4月検針分（利用）
※（3月20日～4月19日）

5月請求分

検針日は上水道と同様、毎月20日頃

4月1日に検針を行わないため、
4月1日～19日までの確定水量は分からない。
→期間中の使用料金は、**旧料金**で請求。

新料金

5月検針分（利用）
※（4月20日～5月19日）

6月請求分

5. 広報文（案）

※別紙を確認

下水道使用料を改定します

令和 9 年 5 月検針日以降の使用分から
(請求は 6 月分から)

いの町では、人口の減少による下水道使用料の減少が今後も見込まれるとともに、平成初期から稼働している下水道施設の老朽化による維持管理や施設修繕などにかかる費用が膨大化している状況です。

このような状況を改善し、将来にわたって安定的かつ持続的に下水道事業を運営するために、下水道使用料を改定させていただくことになりました。

使用者の皆さまには、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

どう変わるの？

令和 9 年度は、基本料金・従量使用料ともに一律 40%増額改定します。

■ 下水道使用料改定の背景について

- 【使用料収入の減少】 人口減少により使用料収入が減少しています。
- 【施設の老朽化】 いの町の下水道事業は、事業開始から 36 年が経過し、老朽化した処理施設や下水道管の更新が必要です。

■ 改定後の下水量使用料（1 ヶ月）（税抜）

(単位：円)

使用水量料金	改定前	令和9年度改定 40%改定後	令和14年度改定 国目標値改定後
基本料金 (0～8m ³ まで)	520	730	1,000
従量料金30m ³ まで	90	125	140
50m ³ まで	110	155	170
51m ³ ～	120	170	190
(例) 使用水量料金	改定前	令和9年度改定 40%改定後	令和14年度改定 国目標値改定後
8m ³ まで (一律)	520	730	1,000
10m ³	700	980	1,280
20m ³	1,600	2,230	2,680
30m ³	2,500	3,480	4,080
40m ³	3,600	5,030	5,780
50m ³	4,700	6,580	7,480

利用者の方々の負担を抑えて、段階的
(令和 9 年度、令和 14 年度) に、
基本料金と、従量使用料を増額改定し
ます。

住みよい環境を創るため、
いの町では下水道の整備に
とりくんでいます



【将来のために】持続可能なインフラを次世代に

現在の使用量単価は、国が示す指標（150円/m³）を大きく下回り、基本料金をみても、他の自治体と比較して大きく下回っています。

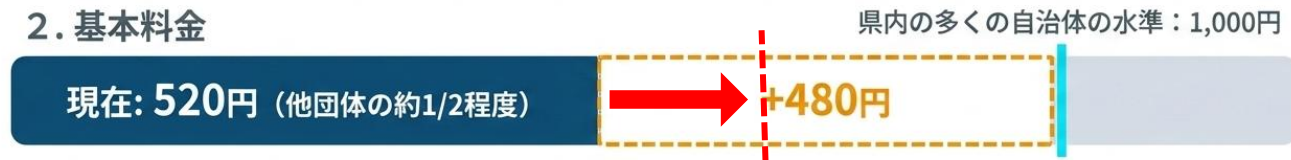
施設の改修費のみならず、維持管理費も一般会計からの繰入金に頼らざるをえない状況となっており、今後も厳しい経営状況が予想されます。

適切なサービス対価を負担し、経営基盤を整えることは、世代を越えて下水道の恩恵と負担を分かち合う『世代間の公平』を実現するための不可欠なプロセスです。

1. 使用料単価

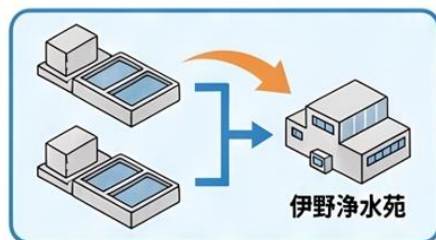


2. 基本料金



今回のおよそ改定値

これまで実施したコスト削減と強靱化の両立



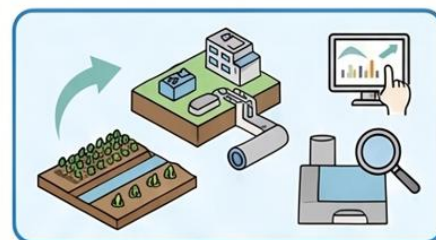
施設の統合と効率化

天王汚水処理場を廃止し、伊野浄水苑へ統合することで、維持管理費の効率化を図りました。



伊野浄水苑の耐震化（約7.1億円）

震災時でも下水処理機能を失わないよう、中核施設である伊野浄水苑の耐震化工事を実施しました。

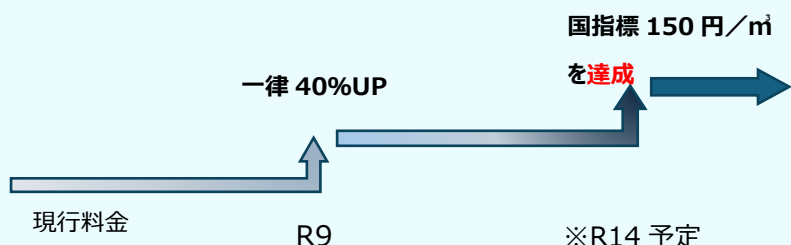


八代・加田地区の機能強化

農業集落排水施設（八代・加田）は、老朽化した機器の更新と機能診断を行い、施設の強靱化を図りました。

今後の料金見直し予定について

今回の変更ですべてが解消されるわけではありません。まずは、目安である国の使用料単価指標に少しでも近づけるよう、段階的に引き上げる予定です。



将来を見据えた「3～5年ごとの見直し」：社会経済状況や人口動態の動向、物価変動等をふまえ、適宜料金水準の見直しを検討します。ただし、見直し時には、経営状況を再度確認すべく、審議会を開催します。

下水道使用料を改定します

令和 9 年 5 月検針日以降の使用分から
(請求は 6 月分から)

いの町では、人口の減少による下水道使用料の減少が今後も見込まれるとともに、平成初期から稼働している下水道施設の老朽化による維持管理や施設修繕などにかかる費用が膨大化している状況です。

このような状況を改善し、将来にわたって安定的かつ持続的に下水道事業を運営するために、下水道使用料を改定させていただくことになりました。

使用者の皆さまには、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

どう変わるの？

利用者の方々の負担を抑えて、段階的（令和 9 年度、令和 14 年度）に、
基本料金と、従量使用料を増額改定します。

■ 改定後の下水量使用料（1 ヶ月）（税抜）

(単位：円)			
使用水量料金	改定前	令和9年度改定 40%改定後	令和14年度改定 国目標値改定後
基本料金（0～8m ³ まで）	520	730	1,000
従量料金30m ³ まで	90	125	140
50m ³ まで	110	155	170
51m ³ ～	120	170	190
(例) 使用水量料金	改定前	令和9年度改定 40%改定後	令和14年度改定 国目標値改定後
8m ³ まで（一律）	520	730	1,000
10m ³	700	980	1,280
20m ³	1,600	2,230	2,680
30m ³	2,500	3,480	4,080
40m ³	3,600	5,030	5,780
50m ³	4,700	6,580	7,480

■ 下水道使用料改定の背景について

【使用料収入の減少】
人口減少により、使用料収入が減少しています。

【施設の老朽化】
いの町の下水道事業は、事業開始から 36 年が経過し、老朽化した処理施設や下水道管の更新が必要です。

■ 現在の課題点

今後、老朽化する施設の更新など、インフラ整備が必要ですが、現在の使用料収入では、下水道事業経営に必要な費用すら賄えていません。

■ 持続可能なインフラを次世代に

施設の改修費のみならず、維持管理費も一般会計からの繰入金に頼らざるをえない状況となっており、今後も厳しい経営状況が予想されます。

適切なサービス対価を負担し、経営基盤を整えることは、世代を越えて下水道の恩恵と負担を分かち合う『世代間の公平』を実現するための不可欠なプロセスです。町民の皆様、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先

いの町 上下水道課



088-893-1161

令和9年度からの下水道利用料金早見表



下水道料金計算例

1 か月 25 m³使用した場合

基本料金 **730 円** (0～8 m³までは一律)

従量料金 (25-8) m³

※使用分から基本料金水量分を控除

125 円× (25-8) m³ = **2,125 円**

合計 (税抜) **2,855 円**

消費税 **285 円** 合計 (税込) **3,140 円**

水道 (例 : 20 mm口径の場合) を利用されている方は、上記に加え、

メーター利用料 **120 円**

基本料金 **625 円** (8 m³まで) + 超過料金 (1 m³あたり 125 円) **2,125 円**

合計 (税抜) **2,870 円** + 消費税 **287 円** = 合計 (税込) **3,157 円**

水道料金 + 下水道料金 お支払い総額 **6,297 円**

使用 水量	基本料金	超過料金	税抜料金	消費税	税込 使用料
0	730	0	730	73	803
1	730	0	730	73	803
2	730	0	730	73	803
3	730	0	730	73	803
4	730	0	730	73	803
5	730	0	730	73	803
6	730	0	730	73	803
7	730	0	730	73	803
8	730	0	730	73	803
9	730	125	855	85	940
10	730	250	980	98	1,078
11	730	375	1,105	110	1,215
12	730	500	1,230	123	1,353
13	730	625	1,355	135	1,490
14	730	750	1,480	148	1,628
15	730	875	1,605	160	1,765
16	730	1,000	1,730	173	1,903
17	730	1,125	1,855	185	2,040
18	730	1,250	1,980	198	2,178
19	730	1,375	2,105	210	2,315
20	730	1,500	2,230	223	2,453
21	730	1,625	2,355	235	2,590
22	730	1,750	2,480	248	2,728
23	730	1,875	2,605	260	2,865
24	730	2,000	2,730	273	3,003
25	730	2,125	2,855	285	3,140
26	730	2,250	2,980	298	3,278
27	730	2,375	3,105	310	3,415
28	730	2,500	3,230	323	3,553
29	730	2,625	3,355	335	3,690
30	730	2,750	3,480	348	3,828
31	730	2,905	3,635	363	3,998



31 m³～
従量料金が、1 m³あたり 155 円になります。

いの町の下水道料金見直しは、平成 23 年以来、15 年ぶりの改定となります。
改定時期は、令和 9 年 5 月検針分 (6 月請求分) からの改定となります。
今後も引き続き一層の経営努力を行ってまいります、下水道事業の持続可能な運営を進めるため、必要な改定となりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。